

羽生総合病院の新病院建設支援に ついでにの提言書が提出されました

羽生総合病院の新病院建設計画に対し、市としても民意を反映した適切な対応をするため、市民の代表並びに議員の代表など15名による「羽生総合病院の新病院建設支援検討委員会」を今年5月に設置しました。その後、6回の検討委員会を開催し、委員会設置の趣旨である新病院建設に関する支援措置について検討し、8月27日には同委員会から建設支援についての提言書が提出されました。

『提言書』

1. 新病院の位置について
農業振興地域の整備に関する法律や都市計画法等の規制がある中で、羽生総合病院が希望している神戸地区を新病院建設の位置とする。
なお、法規制が厳しい状況にあつて、
2. 民間病院への支援に対する考え方に
行政施策として現在も多くの事業に補助金等を支出されている中で、救急患者の受け入れをはじめ市民の安全安心に寄与している羽生総合病院の重要性から、支援は妥当である。
3. 病院が求めている建設用地に対する支援の在り方について
要望されている土地を前提に、金銭での支援が妥当である。
4. 市の具体的な支援方法について
市からの支出可能な金額が把握できな

い状況と土地売買事例等が不明確である事から、具体的な金額の提言には至らなかった。今後、市と病院側においては、要望事項の整理及び確認を行い、新病院建設に向け努力することを望む。

5. 市の支援と行政サービスへの影響について
市民の生命及び健康を守ってくれる病院への支援は必要であるが、支援措置を行うことにより、他の行政サービスの低下を招かぬよう努めてほしい。
6. その他の意見
委員は、羽生総合病院の市内での存続及び継続した医療活動を強く望んでいる。羽生総合病院が地域医療の根幹にある事を認識した上で、新病院建設後も引き続き24時間体制での救急医療を継続すると共に、今以上の充実した高度医療及び医療機器の整備を期待する意見があつた。

市としては、検討委員会の提言書を尊重し、羽生総合病院との話し合いを進めるとともに、具体的な支援方法等につきましては市議会と調整を図ってまいります。

「ご存じですか！ 検察審査会

検察審査員に選ばれたら協力

交通事故、詐欺などの被害にあつたのに、検察官がその事件を裁判にかけてくれない。どうしても納得できない。このような人のために、検察官のした処分が正しかったかどうかを審査する機関として「検察審査会」があります。検察審査会では、11人の審査員がこの審査をします。審査員は、選挙権を持っている皆さんの中から「くじ」で選ばれることになっています。あなたも、いつか審査員に選ばれることがあるかも知れません。審査員に選ばれたときは、市民

の代表として、この仕事にご協力をお願いします。
問い合わせ 熊谷検察審査会事務局
(さいたま地方裁判所熊谷支部内)
☎(521)2474

ふるさと講座 講演会のお知らせ

中川は羽生市から始まり東京湾に注いでいます。また、羽生市は低地で昔から出水に苦しみ、開発には排水問題が常につきまといまいました。この問題に取り組んだ先人たちの苦労と苦心を学びます。
演題 「江戸時代の中川上流域の排水と開発」
講師 「元埼玉県立博物館長 黒須茂氏」

日時 10月10日(金)午前10時から
会場 市図書館2F会議室
費用 無料
問い合わせ 図書館・郷土資料館
☎(561)8233

羽生市の合併への取り組み

羽生市は、過去に行田市、吹上町、南河原村との市町村合併への取り組みを進めましたが、平成17年2月に破たんした経緯があります。また、近隣においては、加須市が騎西町との合併、大利根町、北川辺町が栗橋町との合併を進めましたが、いずれも実現するに至りませんでした。

しかしながら、国は平成17年に地方分権の進展、人口減少社会や広域的行政への対応等のため、「市町村合併の特例等に関する法律」(平成22年3月失効の時限立法)を制定し、引き続き市町村合併を推進しています。埼玉県では、この法律に基づき「埼玉県市町村合併推進構想」を策定し、県内を11市にする組み合わせを示しています。(羽生市は、加須市、久喜市、蓮田市、幸手市など5市9町の枠組みで人口約57万人)しかしながら、合併については各々の市町村の事情が異なるため県の理想どおり進んでいないのも実情です。河田市市長は、これまで加須市、騎西町、大利根町、北川辺

町との2市3町による合併が望ましいとの立場を常に表明してきました。

このたび、加須市から騎西町、大利根町、北川辺町に対し1市3町の合併について提案がなされました。これは、平成22年3月までの法律の期限内での合併の実現、また過去の合併に至らなかつた経験等から、すでに広域行政に取り組んでいる1市3町の枠組みを選択したものと推測されます。羽生市としても、これを重く受け止める

とともに、市行政と市議会が一致団結して、1市3町の枠組みへの参加を進めることについて意見が一致しました。このため、9月8日に河田市長、久保市議会議長が、1市3町を訪問し、市長、町長、議会議長の皆様に1市3町の意向に沿った合併への参加を文書により表明いたしました。

今後とも、あらゆる機会を利用して1市3町の枠組みへの参加に向け積極的に働きかけを行ってまいりますので、市民の皆様のご理解をお願いいたします。

羽生市の有権者数は 46,020人

9月2日に羽生市の有権者数(9月1日現在の定時登録者数)が確定しましたのでお知らせします。

この選挙人名簿には、昭和63年9月2日以前に生まれ、今年6月1日以降引き続き羽生市に住所を有している方が登録されています。

投票区名	同左の区域	男	女	計	前年同月比
第1投票区	中央1丁目、中央2丁目、中央3丁目	529	622	1,151	12
第2投票区	中央4丁目、北1丁目、東2丁目	642	662	1,304	23
第3投票区	西5丁目、北3丁目、大字羽生	1,291	1,237	2,528	16
第4投票区	北2丁目、東3丁目、東4丁目	1,254	1,263	2,517	25
第5投票区	東1丁目、東5丁目、東6丁目、東7丁目、東8丁目、東9丁目、大字上羽生字向谷	1,592	1,507	3,099	40
第6投票区	中央5丁目、南5丁目、南6丁目、南7丁目	1,211	1,220	2,431	8
第7投票区	南1丁目、南2丁目、南3丁目、南4丁目、南8丁目	1,047	1,061	2,108	22
第8投票区	西1丁目、西2丁目、西3丁目、西4丁目、大字上羽生字蔵敷	1,030	1,102	2,132	22
第9投票区	大字上新郷	1,572	1,623	3,195	13
第10投票区	大字下新郷、下新田	741	744	1,485	56
第11投票区	大字須影、下川崎、上川崎、南羽生1丁目の一部、南羽生3丁目の一部、南羽生4丁目	1,269	1,343	2,612	24
第12投票区	大字砂山、加羽ヶ崎、秀安、下羽生	916	856	1,772	0
第13投票区	大字上岩瀬、桑崎	860	893	1,753	30
第14投票区	大字小松、中岩瀬、下岩瀬、小松台1丁目、小松台2丁目	1,026	1,010	2,036	56
第15投票区	大字本川俣、上川俣、小須賀	788	799	1,587	1
第16投票区	大字稲子	279	281	560	5
第17投票区	大字発戸、藤井上組、尾崎	1,360	1,317	2,677	8
第18投票区	大字今泉、藤井下組、北袋、大沼1丁目	887	926	1,813	14
第19投票区	大字上手子林、神戸、南羽生1丁目の一部、南羽生2丁目、南羽生3丁目の一部	1,678	1,713	3,391	58
第20投票区	大字下手子林、町屋	584	624	1,208	3
第21投票区	大字中手子林、北荻島、大沼2丁目	409	387	796	1
第22投票区	大字与兵衛新田、弥勒、喜右工門新田	666	672	1,338	7
第23投票区	大字三田ヶ谷、日野手新田	446	462	908	8
第24投票区	大字下村君、堤	367	409	776	14
第25投票区	大字上村君	233	243	476	9
第26投票区	大字常木、名	174	193	367	5
合計		22,851	23,169	46,020	196